豊後高田市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（22年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	（参考）21年度の人件費率
22年度	人 24,351	千円 15,688,287	千円 280,357	千円 3,014,854	% 19.2	% 20.5

(2)職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B	一人当たり給与費 B／A
22年度	人 308	千円 1,214,536	千円 151,701	千円 442,768	千円 1,809,005	千円 5,873

（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,730

（注）1　職員手当には、退職手当を含まない。
　　　2　職員数は、平成22年４月１日現在の人数である。

(3) 特記事項

・平成17年３月31日に１市２町が合併した。

・平成18年３月から平成22年３月までの間、市長の給料月額を10%、副市長、教育長の給料月額を各８％の減額をしていたが、平成22年４月から市長12%、副市長、教育長各10%の減額をしている。

・平成18年４月から平成22年３月までの間、職員の給料月額を５％減額していたが、平成22年４月に給与構造の見直しを行い、給与水準の引下げ、及び級別職員構成の是正をした。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

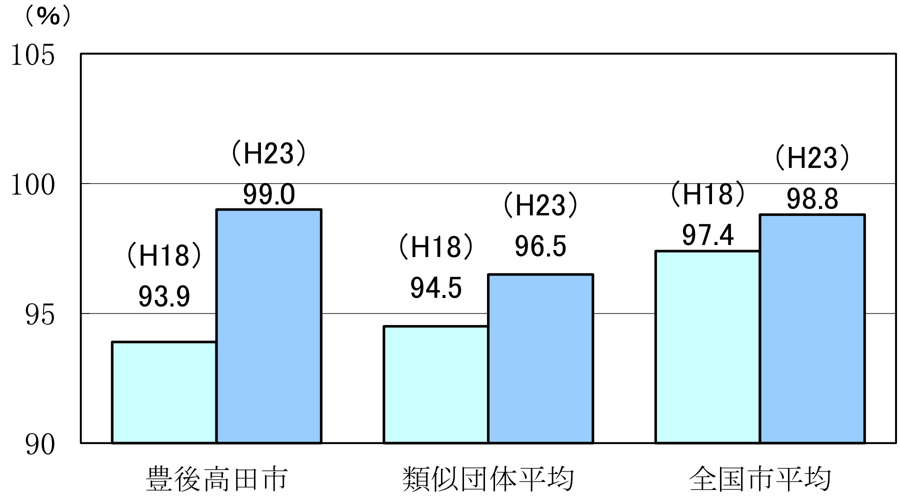

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　　2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

２　一般行政職給料表の状況（平成23年４月１日現在）

（単位 ： 円）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
１号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800	458,400

３　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
豊後高田市	42.8　歳	333,600　円	383,153　円	360,163　円
大分県	43.9　歳	349,166　円	422,074　円	377,980　円
国	42.3　歳	327,205　円	397,723　円	－　円
類似団体	43.3　歳	327,151　円	380,711　円	351,610　円

②教育職（小中学校・幼稚園）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
豊後高田市	49.6　歳	369,990　円	397,000　円
大分県	46.6　歳	404,555　円	443,424　円
類似団体	43.4　歳	322,002　円	343,299　円

(2) 職員の初任給の状況（平成23年４月１日現在）

区	分	豊後高田市	大分県	国
一般行政職	大　学　卒	177,300 円	178,800 円	172,200 円
	高　校　卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高　校　卒	140,100 円	140,100 円	－ 円
	中　学　卒	135,600 円	－ 円	－ 円
教　育　職	大　学　卒	177,300 円	199,700 円	－ 円
（小中学校・幼稚園）	高　校　卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年４月１日現在）

区	分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大　学　卒	279,400　円	322,900　円	368,200　円
	高　校　卒	256,800　円	280,300　円	324,500　円

4　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年４月１日現在）

区　　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1　　級	主事、技師の職務	人 7	% 3.1
2　　級	主事、技師の職務	人 7	% 3.1
3　　級	主査、主任の職務	人 86	% 38.1
4　　級	係長、副主幹、専門員、主任主査の職務	人 59	% 26.1
5　　級	主幹の職務	人 30	% 13.3
6　　級	参事、課長補佐、主任主幹の職務	人 8	% 3.5
7　　級	市参事、課長、参事の職務	人 29	% 12.8

（注）１　豊後高田市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

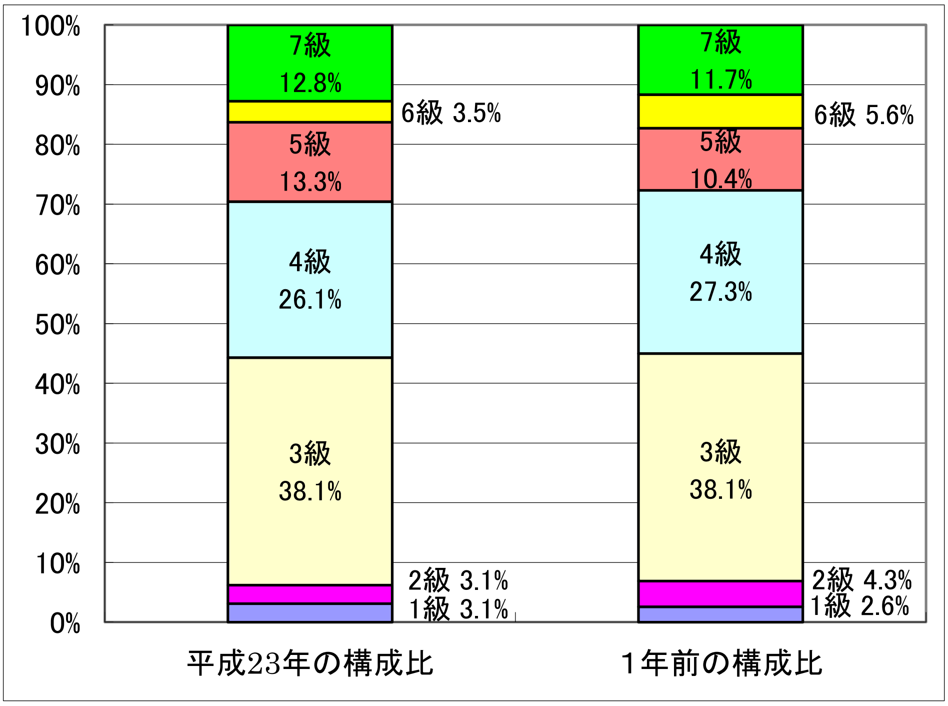

（注）１　平成18年に８級制から７級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）
　　　２　平成22年４月に級別職員構成を是正した。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績は、反映していません。（休職等処分を受けた者を除く。）

５　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊後高田市	大分県	国
１人当たり平均支給額（22年度） 1,433 千円	１人当たり平均支給額（22年度） 1,640 千円	—
（22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 （ － ）月分　（ － ）月分	（22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.65 ）月分	（22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.35 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.65 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～20% ・管理職加算　10～25%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

成績率は一律に決定しており、勤務状況（病気休暇、育児休業等）に応じた期間率を反映しています。

(2) 退職手当（平成23年４月１日現在）

豊後高田市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２%～20%加算）	
１人当たり平均支給額	千円	26,687 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（平成23年４月１日現在）

支給実績（22年度決算）	1,454 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（22年度決算）	18,883 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	21.7 %
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	専ら市税の徴収に従事する職員	市税の徴収	月額2,000円
	上記以外の職員		月額1,000円
社会福祉業務手当	生活保護担当職員	社会福祉業務の主導	月額2,000円
感染症等防疫作業従事手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の予防業務	１日につき500円
行旅病人及び死亡人収容作業従事手当	行旅病人の保護又は行旅死亡人の収容業務に従事した職員	病人の保護	１人につき1,000円
		死亡人の収容	１体につき2,000円
死体処理手当	死体処理（上記業務以外）に従事した職員	死体処理	１体につき1,000円
危険作業従事手当	交代制により勤務する消防吏員	危険な作業処理業務	月額2,000円
	上記以外の消防吏員		月額1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	45,760 千円
職員１人当たり平均支給年額（22年度決算）	169 千円
支給実績（21年度決算）	40,920 千円
職員１人当たり平均支給年額（21年度決算）	120 千円

(5) その他の手当（平成23年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	○配偶者　14,000円 ○扶養親族１人につき　7,000円 ○配偶者がいない場合の扶養親族１人目　12,000円 ○16歳から22歳までの扶養親族１人につき　加算5,000円	異なる	支給単価が異なる	60,366　千円	260,200　円
住居手当	○借家：月額　12,000円を超える家賃の額に応じて最高27,000円	同じ		27,196　千円	118,245　円
	○持ち家：世帯主に対して3,000円（６年間新築購入加算1,500円）	異なる	国は制度なし		
通勤手当	○交通用具利用者：２㎞以上の通勤距離に応じて4,000円～18,500円	異なる	通勤距離区分と支給単価が異なる	19,622　千円	84,945　円
管理職手当	○７級管理職職員（市参事）ほか管理職職員に応じて給料月額に100分の４～100分の８を乗じた額	異なる	国は定額支給	11,421　千円	368,406　円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		0　千円	0　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌午前５時までに勤務した全時間に対して、勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		1,745　千円	44,732　円
宿日直手当	○宿日直勤務１回につき6,100円	異なる	支給単価が異なる	0　千円	0　円

6　特別職の報酬等の状況（平成23年４月１日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	712,800 円 （ 810,000 円 ）	1,010,000 円／ 389,500 円
	副市長	585,000 円 （ 650,000 円 ）	800,000 円／ 510,000 円
報酬	議長	400,000 円 （ 円 ）	495,000 円／ 274,000 円
	副議長	360,000 円 （ 円 ）	440,000 円／ 234,000 円
	議員	340,000 円 （ 円 ）	400,000 円／ 220,000 円
期末手当	市長 副市長	（22年度支給割合） 6月期 1.45 月分 12月期 1.45 月分	
	議長 副議長 議員	（22年度支給割合） 6月期 1.45 月分 12月期 1.45 月分	
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）　（支給時期）
	市長	減額後の給料月額×在職月数×50/100	17,107,200円　任期ごと
	副市長	減額後の給料月額×在職月数×40/100	11,232,000円　任期ごと
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数（人）平成22年	職員数（人）平成23年	対前年増減数（人）	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	64	74	10	課の新設等
		税務	22	20	2	事務事業の見直し
		農林水産	33	30	3	事務事業の見直し
		商工	15	13	2	事務事業の見直し
		土木	16	15	1	事務事業の見直し
		民生	45	31	14	養護老人ホームの民間移管
		衛生	22	23	1	事務事業の見直し
		計	222	211	△ 11	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　86.6　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　71.78人）
	教育部門		36	37	1	事務事業の見直し
	消防部門		49	49	0	
	小計		307	297	△ 10	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　122　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　96.87人）
公営企業等会計部門	水道		6	6	0	
	下水道		12	11	1	事務事業の見直し
	その他		20	22	2	事業の充実
	小計		38	39	1	
合計			345 [　510　]	336 [　510　]	9	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　150　人

（注）１　職員数は、一般職に属する職員数である。（教育長を含む。）
　　　２　[　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成23年４月１日現在）

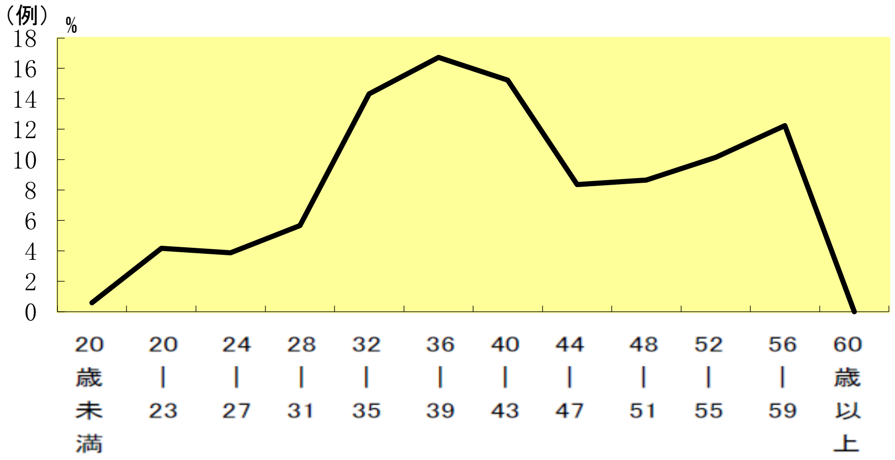

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 14	人 13	人 19	人 48	人 56	人 51	人 28	人 29	人 34	人 41	人 0	人 335

（注）職員数は、上記(１)から教育長を除いたものである。

(3)職員数の推移

（単位：人・％）

年　度 部 門 別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	249	239	238	232	222	211	38　（-15.3　%）
教　育	43	45	35	28	36	37	6　（-14.0　%）
消　防	51	52	51	49	49	49	2　（-3.9　%）
普通会計計	343	336	324	309	307	297	46　（-13.4　%）
公営企業等会計計	38	40	38	40	38	39	1　（2.6　%）
総合計	381	376	362	349	345	336	45　（-11.8　%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

８　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 21年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	千円 185,322	千円 26,535	千円 43,346	% 23.4	% 27.8

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
22年度	人 6	千円 22,952	千円 3,471	千円 9,195	千円 35,618	千円 5,936

（参考）市町村水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,443

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　　２　職員数は、平成23年３月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	平　均　年　齢	基本給	平均月収額
豊後高田市水道課	47.2　歳	389,422　円	556,959　円
団 体 平 均	45.6　歳	366,719　円	546,495　円
事　業　者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

水道事業	豊後高田市　（一般行政職）
１人当たり平均支給額（22年度） 1,700　千円	１人当たり平均支給額（22年度） 1,433　千円
（22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　　)月分　(　　)月分	（22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60　月分　1.35　月分 (　　)月分　(　　)月分
（加算措置の状況） ・役職加算　５～15%	（加算措置の状況） ・役職加算　５～15%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（平成23年４月１日現在）

水道事業			豊後高田市　（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給　　）			（退職時特別昇給　　）		
１人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	１人当たり平均支給額	千円	26,687　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	969　千円
職員１人当たり平均支給年額（22年度決算）	194　千円
支給実績（21年度決算）	603　千円
職員１人当たり平均支給年額（21年度決算）	86　千円

エ　その他の手当（平成23年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	○配偶者　14,000円 ○扶養親族１人につき　7,000円 ○配偶者がいない場合の扶養親族１人目　12,000円 ○16歳から22歳までの扶養親族１人につき　加算5,000円	異なる	支給単価が異なる	1,906　千円	476,500　円
住居手当	○借家：月額　12,000円を超える家賃の額に応じて最高27,000円	同じ		177　千円	35,400　円
	○持ち家：世帯主に対して3,000円（６年間新築購入加算1,500円）	異なる	国は制度なし		
通勤手当	○交通用具利用者：２㎞以上の通勤距離に応じて4,000円～18,500円	異なる	通勤距離区分と支給単価が異なる	265　千円	66,125　円
管理職手当	○７級管理職職員（市参事）ほか管理職職員に応じて給料月額に100分の４～100分の８を乗じた額	異なる	国は定額支給	154　千円	154,322　円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して、勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ		0　千円	0　円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌午前５時までに勤務した全時間に対して、勤務１時間につき勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		0　千円	0　円
宿日直手当	○宿日直勤務1回につき6,100円	異なる	支給単価が異なる	0　千円	0　円